愛知県立名古屋聾学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たる。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であるよう、生徒一人一人が大切にされているという実感をもち、互いに認め合える人間関係の中で集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組む。また、生徒一人一人の能力や適性を伸ばし、心身ともに健康な人間の育成を目指す。

Ⅱ いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「**いじめ・不登校対策委員会」を設置する**。

(1)「いじめ・不登校対策委員会」について

ア 委員会のメンバー

校長、教頭、部主事、生徒指導主事、保健体育部主任、支援部主任、教務主任、進路指導主事、学年主任、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、 養護教諭、寄宿舎指導員長

(必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。)

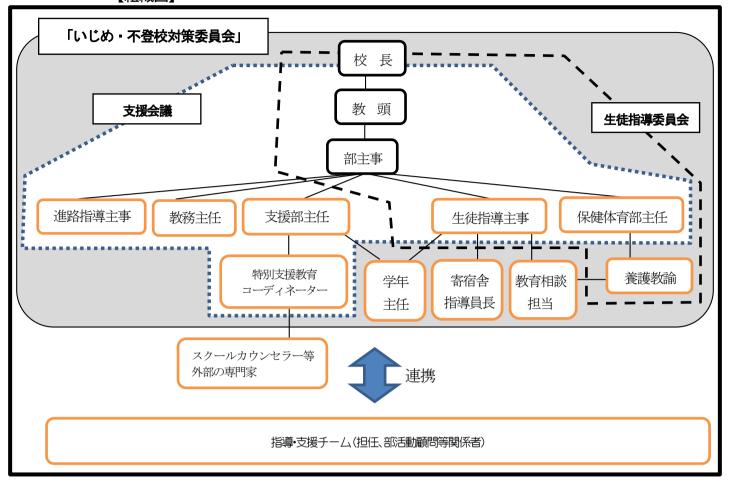
イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを 決定し、実際の対応を行うよう指示する。いじめの防止、早期発見、早期対応に 当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどで は、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応で きるよう柔軟にチームを組んで対応する。

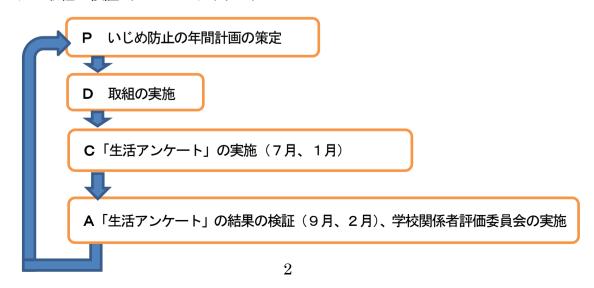
ウ 生徒指導委員会・支援会議について

生徒指導委員会は、生徒指導部主導のもと、主に指導措置に係る事案を扱う。 支援会議は、支援部主任主導のもと、主に長期的な支援、職員間の共通理解を 図ることを目的とする。

【組織図】



- ※ 【____ は、生徒指導委員会。 は、支援会議。 定期委員会(4月、9月、2月)は原則委員全員が参加する。 いじめの事案によって緊急を要する場合は、メンバーを柔軟に変える。 必要に応じて外部の専門家と連携をとる。
- (2)「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等 ア 取組の検証 (PDCAサイクル)



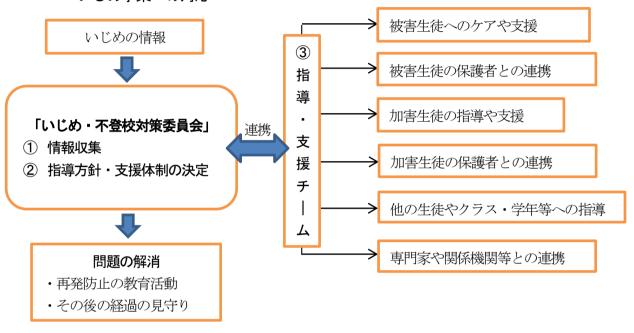
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修等で、適宜「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

エ いじめ事案への対応



①情報収集

- ・当事者双方、まわりの生徒、保護者等から聞き取り記録する。
- ・情報集約担当(生徒指導主事)を中心に関係職員ですみやかに情報を共有し、実態を 正確に把握する。
- ・いじめられた生徒、いじめを知らせてきた生徒を守るため、職員の目が届く体制をつ くる。

②指導方針・支援体制の決定

- いじめをやめさせ、再発を防止するための指導を行う。
- ・いじめられた生徒の気持ちを考えさせ、いじめは決して許されないことであるという認識を持たせる。
- ・いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送るための必要が認められる場合は、保護者と連携を図りながら、別室等で学習ができるような支援も行う。

③指導・支援チーム

- ・実際に対応するメンバーは、事案に応じて適切なメンバー構成を考える。
- ・必要に応じて教育委員会、医療機関等外部機関との連携を図る。

<参考>【愛知県教育委員会「いじめの防止とその対応(仮称)」より本校用に改訂】

いじめの認知後の組織対応の流れ(詳細) いじめの情報を得た教職員 初 報告 担任・学年主任等(事実の確認と把握) 期 妏 指示 心 **集約担当** 教頭•部主事 (生徒指導主事等) 組織招集の 校長 仮判断 【対策組織準備班】 【事実確認班】 対策組織の招集に向けて、 被害者、加害者、保護者、周 報告 時間、場所の確保、連絡等 りの児童生徒などから聞き 組 を行う。また、対策組織で協議する内容を検討する。 取りを行う。 複数人の教職員で対応する。 織 指示 準 【主な担当者】 【主な担当者】 備 管理職・生徒指導主事 学年主任•担任 学年主任•担任 生徒指導部・学年職員 生徒指導部 等 養護教諭 等 招集 指示 校長 組織の指揮、判断 教頭•部主事 報道対応 組 生徒指導主事 指導・支援チームの統括、司法・警察との連携 織 的 連携 な 対 【指導・支援チーム】 応 担任•学年主任 保護者対応・児童生徒への指導 児童生徒への支援、外部専門機関との連携 教育相談担当 児童生徒への支援 養護教諭

オ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図(学校用)」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

- (注) 重大事態とは(「いじめ防止対策推進法」第28条)
 - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(年間30日を目安とする。)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

【文部科学省「重大事態対応フロ一図(学校用)」】より

重大事態の発生

教育委員会へ重大事態の発生を報告

教育委員会が調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校に重大事態の調査組織を設置

- ※「いじめ・不登校対策委員会」が調査組織の母体となる。
- ※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施

- ※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※たとえ学校に不都合なことはあったとしても、事実としっかり向き合おうとする姿勢が大切である。

いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

- ※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ※調査に当たって実施したアンケートは、提供する場合があることを念頭に おき、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。

調査結果を教育委員会に報告

※希望があれば、いじめを受けた児童生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

(取組の年間計画)

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ・不登校対策 委員会」の動き	保護者・地域との連携
4月	○生徒集会(毎月)○いじめ防止基本方針の職員への周知○顔合わせ会(寄宿舎)○情報モラル教室○ポジテ・ジョン合宿(高1)	○相談窓口の周知 ○健康調査の実施(毎日・通年) ○「生活アンケート」の実施	○第1回定期委員会 (いじめ防止基本方針の 周知、更新)	○部活動運営委員会○懇談期間 (~5月)○授業参観 (中・毎月)○PTA総会
5月	○個別の支援計画の作成			
6月				○学校関係者評価委員会
7月	○夏季休業前の講話 ○職場体験学習(中3)	○「生活アンケート」の実施○面談週間○夏季休業中の学習会		○生徒会清掃活動 ○懇談週間
8月		○夏季休業中の学習会		
9月			○第2回定期委員会 (中間評価→検証)	○地域敬老会への参加(部活動)
10 月	○職場体験学習(中3)			○校外学習 (中2、高齢者福祉) ○学校関係者評価委員会
11 月	○人権研修(全校研修) ○保育実習(中3)			○生徒会清掃活動○文化祭模擬店、バザー
12 月	○人権意識啓発事業○募金活動○冬季休業前の講話	○面談週間		
1月	○就業体験(専1) ○現場実習(高2)	○「生活アンケート」の実施		
2月			○第3回定期委員会 (年度末反省、「いじめ防止 基本方針」の見直し)	○学校関係者評価委員会
3月		○面談週間		

[※]現職研修等で、適宜「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。